

自宅家屋を取壊して敷地を譲渡した場合の譲渡所得の3,000万円控除の取扱い

1. 自宅の敷地のみを譲渡した場合に3,000万円控除の適用が受けられる場合（措通35-2）

前号のNo.97では、個人が自宅の敷地のみを譲渡した場合であっても、譲渡所得の3,000万円控除の適用が認められる場合について解説をしました。

No.97の内容は、次のとおりです。自宅敷地に対する3,000万円控除の適用は、災害により自宅家屋が滅失した場合を除き、原則、自宅家屋とその敷地を一体で譲渡する場合に認められます。ただし、国税庁通達（措通35-2）では、所有者が居住の用に供している家屋（または居住の用に供されなくなった家屋）を取壊し、その敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合において、その土地等の譲渡が以下に掲げる要件のすべてを満たしているときは、居住用財産の譲渡に該当するものとして3,000万円控除の適用を認めています。

- (1) その土地等の譲渡契約が、その家屋を取壊した日から1年以内に締結され、かつ、その家屋を居住用に使用しなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡したものであること。
- (2) その家屋の取壊し後、譲渡契約の締結日まで貸付けその他に使用していない土地等の譲渡であること。

2. 敷地の譲渡契約を締結後に家屋を取壊した場合の3,000万円控除の適用（私見）

措通35-2の(1)の要件は、土地上的家屋を取壊し、その後に土地の譲渡契約を締結する前提で定められています。では、先に家屋の取壊し後の引渡しを定める土地の譲渡契約を締結し、その後、その土地上的家屋を取壊して土地の譲渡をした場合、その土地の譲渡が居住用財産の譲渡に該当するものとして、3,000万円控除の適用が認められるのでしょうか。この疑問について、筆者の私見を以下のとおり述べます。

措通35-2の(1)は「その土地等の譲渡契約が、その家屋を取壊した日から1年以内に締結され」と規定されているので、家屋の取壊し日より前に土地の譲渡契約を締結した場合、形式的には要件を満たさないとになります。

ただし、租税特別措置法通達逐条解説（譲渡所得関

係）によれば、措通35-2が発遣された趣旨は、「買主から家屋を除去したうえで土地のみ売ってほしいという条件が付いたため、家屋を取壊して土地だけを譲渡した場合に、3,000万円控除が受けられないことになる」と、不動産取引の実態にそわない結果となる」を認め、そのようなケースに適用を認めないことが法令の趣旨から外れた結果となると考え、そのような事態を回避することにあります。この趣旨からすれば、「不動産取引の実態」においてありうる土地の譲渡で、措通35-2(1)と(2)の要件と同レベルの内容を有するものについても、3,000万円控除の適用対象となる居住用財産の譲渡に該当すると思われる。

措通35-2の要件のうち(1)は、家屋の取壊しが先行し、その後に土地の譲渡契約が行われるという前提に基づいていますが、買主と売主の力関係等の個別事情により、先に土地の譲渡契約を締結し、その後に土地上的家屋を取壊すことも不動産取引ではありうることです。家屋の取壊しと譲渡契約の順序が通達の前とは逆になった場合でも、それが「不動産取引の実態」の一つであり、譲渡時に居住用財産（であった）という属性が保たれていれば、措通35-2と同様の取扱いが認められるべきです。

したがって、先に土地の譲渡契約を締結し、その後、その土地上的家屋を取壊した場合でも、その取引が措通35-2(1)と(2)の要件と遜色ない内容となっているときは、その通達の要件を満たす土地の譲渡と同様に、3,000万円控除の適用が認められると考えます。たとえば、土地の譲渡契約後にその譲渡契約の条件としてうたわれているべき合理的な期間内（措通35-2(1)とのバランスから最長1年が妥当でしょう。）に家屋が取壊され、かつ、措通35-2(1)の後半で規定する「その家屋をその居住用に使用しなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに」土地の譲渡（引渡し）が行われた場合で、その譲渡した土地が譲渡契約の締結後、家屋の取壊しを経て引渡しまでの間に、貸付けその他の用に供していないものであるときは、その土地の譲渡について3,000万円控除の適用が認められるものと考えます。